

令和8年第2回定例会まちづくり常任委員会議事録

令和8年6月11日(木)

開会（9:56）

○増子達也委員長

開会宣言。出席委員が10名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。

当委員会に審査を付託された議案は、補正予算5件、条例の一部を改正する条例2件の計7件である。

議案の審査に入る前に、須貝副市長よりあいさつ願いたい。

○須貝副市長

おはようございます。先般、県立中条高等学校を会場に、地元の多様な企業が一堂に介する企業合同説明会が開催されました。参加された企業は、33社でございました。参加者は中条高校の生徒さんをはじめとする、学生さんであるとか、様々、お集まりいただきまして、111名が参加されました。私も様子を拝見してきましたけども、地元の高校生たちが真剣なまなざしで企業の説明を受けておりました。実際に物を作っている様子を見て、ものづくりに対する考えであるとか、企業の皆さんからお話を受けておられました。

先般公表された国勢調査の速報値では、大変厳しい状況であったわけなんですけども、県内30市町村全て人口減少が進んでいる状況でもございました。地元で働きたいという方には、胎内市の企業の中身を知ってもらいまして、若い世代が希望を持てるような環境を整えていくところも大切であるし、情報を提供していくところも大切だろうと思っています。こうした学校とか、産業界の動きと歩調を合わせながら、また様々市の方でも施策を講じていきたいと考える次第でございます。

本日の案件は7件だがよろしく審議願いたい。

議第59号 令和8年度胎内市地域産業振興事業特別会計補正予算（第1号）

佐藤農林水産課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ930万円を追加し、その総額を2億7,560万円とするもの。歳出では、第1款農林水産業費、第1項2目農産物加工施設運営費、第14節工事請負費では、胎内高原ミネラルハウスの製造室内の空調設備が老朽化により故障したため、設備更新工事に係る所要額930万円を増額するもの。歳入では、第7款市債第1項1目農業債は、空調設備に係るもので、第2表地方債の変更は、設備更新に伴い、限度額を増額するもの。

質疑

○平井 孝委員

ミネラルハウスの製造室の空調設備ということですが、何年使われて、故障したのでしょうか。

○佐藤農林水産課長

操業開始以来の設備でございまして、23 年経過してる状況でございます。

○平井 孝委員

23 年ということですが、この 930 万円という金額が私は安いのか高いのか、判断できないんですけれども、大規模な空調なんでしょうか。人間を冷やすのか、水を冷やすのかというようなところをお願いします。

○佐藤農林水産課長

製造室内のエアコンでございますので、そこで人を冷やすものでございますし、また、この 930 万という金額でございますけれども、製造室内に床置き型の業務用エアコン 1 基でございまして、48 畳から 60 畳に相当するエアコンだということでございます。業務用エアコン、室外機、空気を正常化する装置のほか、既存設備の撤去や、設置経費で見積もりをいただいたところ、今ほど申し上げた金額 930 万ということで計上をさせていただいたものでございます。

○天木義人委員

これは第 1 工場の空調だと思うんですが、第 2 工場の機械も故障しているということなんですけれども、第 2 工場の今後の計画はどのようになっていますか。

○佐藤農林水産課長

第 2 工場の設備改修につきましては、今、胎内高原ハウスの工場長と連絡を取りながら成型機の更新工事、既存設備の修繕のそれぞれの費用の把握と併せまして、販売計画と人員、営業体制等の資料を市が関わりながら取り組んでおります。この資料につきましては、6 月下旬を目途に取りまとめまして、その後、設備については、検討させていただくということで今段取っているところでございます。

○天木義人委員

故障で生産能力が落ちていると思うんですが、生産は間に合ってるのか、どうか、それと受注状況、もう 1 つは、株主総会が終わったと思いますけれども、経営状態、今まで 3 年間で振り返って黒字に推移したのか、赤字なのか、その辺をお聞かせください。

○佐藤農林水産課長

まず、この3か年の経営状況でございますけども、赤字でございます。3,000万から4,000万円程度の赤字ということで、それは第1、第2工場合わせての収支状況でございます。それと、販売先ってということで、第1工場につきましては、ある程度の顧客、販売先がございしますが、第2工場につきましては、現在、月6日程度の稼働でございまして、非常に厳しい運営状況ということでございます。販売先につきましては、県外の防災グッズとか、そういった事業所が6割ほど占めておりますし、あと県内のスーパーマーケットでの販売ということで、第2工場につきましては、依然厳しい状況というところでございます。

○天木義人委員

これから第2工場を存続させていくのか、それとも、多大なお金をかけて修理していくのか、方針をどうするのか。今まで月6日の営業で間に合ってるんだったら、なかなかこれから大改修やっても大変なんじゃないかなと思うし、累積赤字は幾らあるのですか。

○佐藤農林水産課長

まず第2工場の方向性につきましては、天木委員おっしゃる通りでございますので、その辺りはしっかりと資料等をまとめて方向づけをしたいと思っておりますし、累積赤字につきましては、後ほどお答えいたします。

○渡辺宏行委員

第3セクターの形で第1、第2工場とも指定管理ということで、委託されてるわけだよね。第1も第2も管理運営に関しては同じ条件なのか。例えば、第2工場というのは、指定管理者が単独で建物を作ったんだというふうな話があるようだけど、例えば今回の空調設備の改修にしても、第2工場も、例えばそうなった場合は同じような状況の中で、修理をするのか。第1と第2の位置付けが、はっきりとわからない。どこまでが、委託業者が負担するのか。その辺の区分けはどうなっているのか、お願いします。

○佐藤農林水産課長

第1工場につきましては、旧黒川村の施設で、当時村が補助金を活用して、整備した施設でございまして、その部分については、指定管理で、胎内高原ハウス株式会社に委託料を支払って運営をしているというものでございます。第2工場につきましては、胎内高原ハウス株式会社の方で、会社自ら自己資金といいたいでしょうか、会社で建てるってということで、会社独自で整備をしたという会社でございまして、ただ、これが非常にややこしいっていうのは、渡辺委員おっしゃる通り、胎内市が出資して51%保有ということもありますので、第2工場の運営も関わりながら、やってるという部分でございまして、その当たりが複雑で申しわけないですけども、第1工場は市の施設であって、その整備も市であって、それについては指定管理先である、胎内高原ハウスに委託料を支払って運営をやっているという部分ですし、第2工場につきましては、市は委託料を支払うことなく、会社で運営をやっているということ

でご理解をいただければと思います。

○渡辺宏行委員

その辺がね、当時第2工場を作ったときに、その話の持って行き方がね、財宝という量産を見込める会社から話があったと。例えば胎内高原ハウスが勝手に指定管理者であって勝手に第2工場を造れますよっていう話にはなっていないはずなんだよ。だから増産が見込めて、収支的にあれのときはもう市の方も大きく関わっていったりきたり一緒にやってるような話もあるんでね、これは第1工場と第2工場は、第3セクターでありながら、条件は違えますよっていう話にはならないと思う。それで出資して、一応は作った方がいい。でも勝手に俺が作るから頼むわっていう、そこまで、その会社が言うわけない。だから当時関わったいろんな話を聞いて、我々もその話の中で財宝さんが全国展開を始めたなど。これならばっちら量産が見込めるんじゃないのかっていう話も我々もこの場でいろいろ聞いたりしました。ところが条件が折り合わなくなって財宝からあまり来なくなった。だから、どうするんだと、胎内高原ハウス、あなたが自分で出資して自分でやったんだから、自分で責任を取れという話にはならないと思う。まず51%の出資の株主になってると。だからこれはやはり双方お互いに、どうあるべきかっていうことを真剣に考えて、やっていかないと、それ指定管理の名の下でやれるような話じゃないんでね。当時のその関わりをほじくってさ、やっぱりお互いに納得した上で、やった方がいいのかなと。今のままでは責任はあなたのところだろうっていう感じになっていく、そう言わざるを得ないんだよね。だからその辺も副市長、十分見極めながら、これからの議論の進め方を、やっていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○須貝副市長

これまで様々な経緯をたどって現在に至っているというところでございます。確かに胎内市が、第2工場を建設する際の損失補償を担っているというか、受けているわけで、その資金で今、建てられているということでもあります。先ほど天木議員からもお話があったところの販売計画、しっかりしたものがないとだめだということもあります。実際営業の方が手薄になっているということもあって、その販売計画がなかなか進まないっていうか、確度の高いものにはなっていないというのが、現状なんですけども、ただそういったところもあわせながら、決して今の社長にだけ責任を負わせるなんていうことではなくて、一緒に今考えているところでございます。その販売計画を見極めながら、その設備を修繕するには多額の投資が必要になりますので、その投資をしてまでも続けるのか、販売計画というところがまだ未確定であっても投資をするのか、それとも現状、マニュアルでも製造できる範囲ではあるんですね、そのマニュアルのところをしっかりと確立して、ある程度、営業先を確保した中で、考えていくのか、修繕を考えていくのか、様々の手法を今、計画を立ててございます。

ミネラルハウスの社長と一緒に、私どもも、ともに考えながら、進めていくというところでご理解をいただきたいと思います。

○佐藤武志委員

年間どのくらい製造して、どのくらい売り上げて、利益を上げているのか、年度別と前年比較して教えてください。

○佐藤農林水産課長

まず、昨年7年度の第1工場の売上は、約1億2,400万円でございます。第2工場の販売額は、約2,400万円になっております。販売本数については、昨年度第1工場で146万1,000本でございます。第2工場は、46万6,000本。前年度比較では令和6年度の売り上げが1億4,000万でございましたので、昨年度は89%という状況でございます。第2工場につきましては、一昨年度と比較しますと、令和6年度が5,600万円ほどでございますので、約42%という状況でございます。

○佐藤武志委員

利益率はどのくらいなんですか。。

○佐藤農林水産課長

一本当たり5円程度です。

○佐藤武志委員

運送費もかかると思いますが、それでまかなえるのでしょうか。

○佐藤農林水産課長

中東情勢の悪化ということで、取引先からは、6月から資材値上がりの通知を受けておりまして、そういったこともございまして7月頃から、価格を改正をさせていただきたいというような部分で、販売取引先の方には、事前の通知をしております、現在の仕入れとかを、さらに工夫しまして、なるべくその儲かるような販売価格、あるいは今の現状、他社と比較をされるわけでございますので、そのあたりをしっかりと捉えながら、価格の改正をさせていただいて、対応を今検討している状況でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○佐藤武志委員

普通、このぐらいの利益率でやってるのであれば、これだけの設備をかけて、やっても、普通の民間であれば倒産ですよ。でも市がこういうふうに、毎年毎年行うにであれば、これはもう考えていかなければならないじゃないですか。いつまでも造ったから、これはなくしたくないっていう気持ちもあるんでしょうけども、普通の商売してる人間にしてみれば、もう倒産ですよ。これは今後本当に考えていかなければいけないと思いますが。

○須貝副市長

議員おっしゃるところ、すごく理解できます。

私どもも第3セクターと入っておりますし、また経営に長けてる方も今社長として就任しているわけでございます。その辺の利益のところも十分勘案しながら経営をしているということです。ただプラントの方が故障してあったりとか、先ほど申したように販売先の営業がなかなか、思うように進まないというところもあって、今非常に苦しいところでもございます。そういったところも考え合わせながら、将来的にどうあるべきなのか。それは真剣に考えていく、社長とともに一緒に考えていくと、というようなところでご理解をいただきたいと思います。

○増子達也委員長

7月から値上げということですが、6月の駆け込み需要みたいな動きはあるでしょうか。

○佐藤農林水産課長

第1工場は、前年度と比較しますと、出荷本数とか、販売収入とか若干落ちてるのかなという部分でございます。第2工場は、県外から防災事業者等の引き合いがございまして、昨年度より数は少ないながらも伸びてきてる状況です。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第60号 令和8年度胎内市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

高橋上下水道課長説明

公共下水道処理施設と農業集落排水処理施設を併せた包括的維持管理業務委託について、令和9年度当初から4年間の複数年契約により業務を開始するに当たり、公募型プロポーザル方式により、受託事業者を選定する必要があることから、債務負担行為を設定するもの。

質疑

○天木義人委員

4年間の債務負担行為ですけども、現在の契約金額は幾らか、また4年間という期間が

長いので、物価も上がってますんで、その辺の考慮もなされてるのか。

○高橋上下水道課長

現行の令和4年から令和8年度の契約につきましては、9,240万円で契約しております。また、今回の業務委託料の算定につきましては、人件費、薬剤費のそれらの上昇率を考慮して計算しています。

○渡辺雅茂委員

4年間の委託料、債務負担行為ですかね。これは単年度の会計になるかと思うんですが、物価の高騰など、そういったことを考慮して毎年見直しを行うものでしょうか。

○高橋上下水道課長

こちらは、この額で契約するというものでございます。4年間この額で変更ございません。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第61号 令和8年度胎内市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

高橋上下水道課長説明

資本的支出に17万9千円を追加し、その総額を6億8,344万5千円とするもの。第2条資本的支出の補正では、人事異動に伴い給与費等を増額するもの。第3条債務負担行為では、公共下水道処理施設と農業集落排水処理施設を合わせた包括的維持管理業務委託について、こちらも令和9年度当初から4年間の複数年契約により、業務を行うに当たり、公募によるプロポーザル方式により、受託事業者を選定する必要があることから、債務負担行為の限度額として、年間5,550万円、4年間で2億2,200万円を設定するもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 62 号 令和 8 年度胎内市水道事業会計補正予算（第 1 号）

高橋上下水道課長説明

収益的支出に 490 万 7 千円を追加し、その総額を 7 億 222 万 1 千円とするとともに、資本的支出に 14 万 6 千円を追加し、その総額を 5 億 5,159 万 5 千円とするもの。第 2 条収益的支出の補正及び第 3 条資本的支出の補正では、人事異動に伴う給与費等を増額するもの。

質疑

○天木義人委員

給料が 300 万円ほど増額され、人事異動となってるのですけども、人数が増えないで 300 万円も上がるとは、どうなっているのでしょうか。

○高橋上下水道課長

この度の人事異動により、人数が 1 人増となっております。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 63 号 令和 8 年度胎内市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）

高橋上下水道課長説明

収益的支出に 117 万 7 千円を追加し、その総額を 2 億 95 万 8 千円とするもの。第 2 条収

益的支出の補正では、人事異動に伴い給与費等を増額するもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 67 号 胎内市高齢者健康増進ふれあい施設条例及び胎内市サンセット中条条例の一部を改正する条例

増子商工観光課長説明

近年の光熱水費や人件費の高騰を使用料に反映し、施設の経営安定化を図るべく、両施設の浴室の使用料のうち一般及び 65 歳以上の 1 回あたりの使用料を 92 円、回数券を 920 円引き上げるとともに、サンセット中条の貸部屋の使用料についても指定管理者側からの要望を受け他市町村の類似施設の施設使用料を勘案し 2 割引き上げるもの。

質疑

○渡辺秀敏委員

過去 3 年の利用者数について教えてください。

○増子商工観光課長

まず、令和 5 年では、ふれあい館 8 万 4,297 人。サンセット中条 2 万 4,867 人、合計で 10 万 9,164 人。次に、令和 6 年度、ふれあい館 8 万 6,548 人、サンセット中条 2 万 3,089 人、合計で 10 万 9,637 人、令和 7 年、ふれあい館 8 万 6,202 人、サンセット中条 2 万 2,467 人、合計で 10 万 8,669 人でございます。

○渡辺秀敏委員

実際に値上げすることで、どれぐらいの収益増加を試算しているのか。

○増子商工観光課長

今回の値上げによりまして、若干人数も減るということも想定したものでお答えいたしますが、合計で 120 万円程度、増加に転じると考えております。

○渡辺秀敏委員

指定管理者の J セキュリティですが、指定管理料 600 万円だったと思うんですけど、それを含めて、大まかに赤字なのか黒字なのか。

○増子商工観光課長

令和 5 年からお答えいたしますが、令和 5 年は 14 万円程度プラス。令和 6 年は、逆に 170 万円程度の赤字。令和 7 年は、570 万の赤字でございます。

○渡辺秀敏委員

指定管理者から指定管理料を上げてほしいとか、そういう要望はないでしょうか。

○増子商工観光課長

令和 5 年度に 535 万 5,000 円の指定管理料を支払っておりまして、令和 6 年は 647 万 8,229 円。こちらは燃料高騰分で国の重点施策を活用したというところもあります。令和 7 年は、550 万をお支払いしているところでございます。

○渡辺秀敏委員

細かいことで申し訳ないんですけども、現在、浴室には固形石鹸 1 つ置いてあるだけで、シャンプーとか、ボディソープとかは置いていないですけど、今後、値上げすることで、その辺は、どうなるのでしょうか。

○増子商工観光課長

状況もお聞きしましたら、ほとんどの利用者がご自分で使用するシャンプーとかボディソープを持ってきていて、それで施設を利用していただいているというところがございます。

今後につきましてはそういった要望が増えれば、検討していきたいというふうに考えております。

○丸山孝博委員

65 歳以上だと 1 回 308 円ですよ、条例上 308 円で、実質 300 円というのは、どう考えたらいいんですか。

○増子商工観光課長

上限が 308 円ということですが、実際いただいているのは、300 円ということで、一般が 350 円を、現在徴収をしているというところでございます。

○丸山孝博委員

そうすると、実質約 100 円の値上げということで考えているわけですね。それでこの 300 円というのは、私が思うに最初からこの 300 円で設定していると思うのですが、それについてはいかがですか。

○増子商工観光課長

おそらく、最初からだと思います。値上げはしてないと思います。

○丸山孝博委員

これは 9 月 1 日から施行ということになるんですけども、利用者にとっては約 100 円ですから、大きな値上げになると思うんですけども、その辺をやっぱりきちっと徹底して理解が得られるようにして欲しいというお願いです。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 70 号 胎内市胎内フィッシングパーク及び胎内ボート場条例の一部を改正する条例

増子商工観光課長説明

近年の人件費等の高騰を使用料に反映し、施設の経営安定化を図るべく、ボートの使用料を引き上げるものです。この件につきましては、指定管理者との連携不足によりまして、議会議決前の 5 月 2 日から、実際に使用料を 500 円引き上げておりました。その報告を受けたのが、5 月連休明けで、その旨胎内リゾートから報告を受けました。胎内リゾートの担当者には、厳重に注意をいたしました。条例の提案が遅れたことに対しまして、真摯にお詫びを申し上げます。

改正内容につきましては、胎内ボート場の手こぎボート料金を 520 円から 1,000 円に、ボートの足こぎを、1,040 円から 1,500 円に引き上げるものでございます。

質疑

○森本将司委員

今の説明で、今回の提案前に値上げをしていたということですが、実際に値上げ後の金額でお支払いした方はいるのか。その場合に返金はあるのか。

○増子商工観光課長

ボート場乗り場のところに、料金の表示がございます。それによって、お客様は、お支払いをしていただいたというところで、利用した方を断定できれば、お返しすることも可能ですが、ボート場だと、それができないような状況だというところで、お客様にはその料金提示をした上で、ご納得をいただいて、ご利用いただいたというところでございます。

○森本将司委員

一般的にその誤徴収があったときってというのは、企業であれば、ホームページに載せたりとか、SNSで通知したりとか、心当たりあるお客様は、返金の対処しますよってという考え方もあるんですけど、そういった義務はないんですか。

○須貝副市長

まず、私、指定管理者の胎内リゾートの社長も務めております。この度の件につきましては誠に申し訳ございませんでした。先ほども課長から説明がありましたけども、胎内リゾート職員に料金改定には、必ず条例改正が必要となるという認識が不足してございました。また、料金改定するといったときには必ず市へ、相談なりをしなければいけないということも、協定書にうたわれてございます。その辺をすごく連携不足というところはもう、今回明らかになったわけなんですけども、職員には厳重に注意をしてございました。ということでまずはその旨、皆様には大変申しわけございませんでした。今ほどのようなご質問のところでございますが、まずはこの施設自体が、条例にうたわれているものではございますけども、使用料をあらかじめ利用者の方に、お示しをして、その料金でよろしいということでお互いに双方合意の上、納得して利用していただいているというところでございますので、その辺も考慮していただきたいと思いますし、また、お返しすると言っても、相手はもうすでに明確に突き止めることも不可能でございます。

そういったところ双方合意の上で料金をいただいているというところをご理解いただきたいと思います。厳密に法律上どうなのかというところになると、とことん調べて、尽くしていかなければいけないところではございますが、施設の形態上、一般、不特定の多くの方に利用してもらうというよりは、嗜好的意味合いの施設でもございますので、そういったところも考え合わせていただければと考えてございます。重ね重ねでございますけども今回の不手際誠に申し訳ございませんでした。

○天木義人委員

職員が勝手にやったと言ってますけども、値上げするのに、職員が単独でできないと思うんですよね。特にこういう値上げっていうのは、役員会にかけて、諮らないといけないと思うんですよ。その辺の会社の体質がどうなっているのか。今後こういうことのないよう、毎

月役員会をやってるわけなので、その辺、しっかりやってもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○須貝副市長

今ほど天木議員からご指摘のあった通りでございます。毎月、取締役会を開催してございますので、本来であればそこで挙がる議題であったと考えてございます。先ほど職員と私申しましたけども、当然その職員が、その常務である取締役の方に、相談の上、決定し、料金をいただいていたということは、事実ございますので、今ほど議員ご指摘の通り、その辺の情報連携というところはしっかり、今後していきたいと考えてございます。

○平井 孝委員

再発防止っていうか民間であればその社長が知らない間に従業員が勝手に値上げをしていったっていうことは、あまり考えられるようなことではなく、気をつけていただきたいのですけども、これがわかったタイミングっていうか、どういった経緯でそれが発覚したのかというのを教えていただけますでしょうか。

○増子商工観光課長

GW連休明けに、売り上げ報告が入ってきて、そこでボート場の売上が多いなということがありましたので、確認したところ、実はというところが、判明したところでございます。

○坂上隆夫委員

5月に値上げをしたというようなことなんですが、その入込状況にどのような変化があったかお願いしたいのと、営業日とボートが520円から1,000円、足こぎが1,040円から1,500円というようなことですが、どのように価格設定を行ったのか。

○増子商工観光課長

去年は4月25日から10月まで営業しております。その間の売上は、合計で申し上げますと約39万円でございます。今年、5月2日から6月7日までの売上ですが、46万5,000円でございます。今年の営業期間は10月までを見込んでおりましてそれを、着地といいますか予測すると、売上は110万円程度を見込んでおります。前年と比較すると70万ぐらいプラスになるんじゃないかなと、想定してございます。

それと、営業日は、土曜日、日曜日、祝日と夏休みにつきましては、お盆期間も営業するというふうに考えております。

それと値上げの関係では、手こぎ、足こぎの両方とも500円ずつ、値上げというようなことで、手こぎボートは、1,000円に、足こぎボートは、1,500円でございます。

両方とも500円ずつ上げるということです。

○坂上隆夫委員

値上げしても、たくさん乗られる方がおられるってことですか。

○増子商工観光課長

実績では、去年は手こぎボートが 43 回、今年は 30 回となっています。足こぎボートは、去年が 372 回、今年は 6 月 7 日時点で 290 回というところで推移をしているところです。

○丸山孝博委員

現在、ボート数はいくつありますか。

○増子商工観光課長

足こぎボートが 5 艇、手こぎボートが 3 艇でございます。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

○増子達也委員長

以上でまちづくり常任委員会協議会を閉会する。

閉会（11：16）